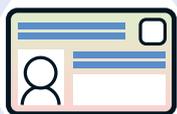


## 再確認！ 健康保険証発行終了後の医療機関等のかかり方

「マイナンバーカードと健康保険証の原則一体化」の方針に基づき、令和6年12月1日をもって、従来の健康保険証の新規発行・再発行を終了しました。保険診療が可能な医療機関等の受診方法について、確認しておきましょう。



### 受診方法① マイナ保険証

医療機関等に設置されているカードリーダーで、マイナ保険証を読み取ることで受診できます。マイナ保険証が利用できない医療機関等を受診する場合は、当健保組合よりお送りしました「資格情報のお知らせ」、または「マイナポータル」の資格情報画面をマイナンバーカードと一緒にご提示ください。



### 受診方法② 従来の健康保険証

お手元にある健康保険証は、経過措置期間として、令和7年12月1日まで、従来どおり使用することができます。



### 受診方法③ 資格確認書

マイナンバーカードをお持ちでない、またはマイナ保険証の登録がお済みでない方で、令和6年12月2日以降新たに当健保組合の加入者となった方には、「資格確認書」を交付します※。資格確認書を窓口で提示することで、従来の健康保険証と同じように受診することができます。

※原則、従来の健康保険証をお持ちの方には、経過措置期間中、資格確認書は発行されません（ただし、健康保険証を紛失した場合等を除く）。

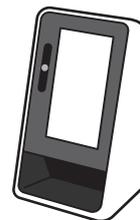
## マイナ保険証の登録がお済みでない方は…

### 早めのご準備をお願いします！

マイナ保険証を基本とする仕組みへの完全移行までに、マイナ保険証の登録を済ませておきましょう。

有効期限内のマイナンバーカードをお持ちの方は、マイナポータルアプリやセブン銀行のATMのほか、受診する医療機関や薬局に設置されている「顔認証付きカードリーダー」でも利用登録できます。

受診時に  
カンタンに  
登録できます！



#### ●マイナンバーカードに関する問い合わせはこちら

マイナンバー総合フリーダイヤル

**0120-95-0178**

平日 9時30分～20時

土日祝 9時30分～17時30分（年末年始を除く）

紛失・盗難などによる一時利用停止は24時間365日受付

マイナンバーカードの  
健康保険証利用に  
ついて（厚生労働省）

